

就労に関する申立書

明石市長 様

私は、保育施設の利用申込にあたり、以下の内容について同意します。なお、以下の内容を遵守しなかった場合、**内定取消**となること、または**退所**することに異議はありません。

①就労(内定・育児休業を含む)を要件として申し込む場合

⇒申込時に提出した証明書記載の日数・時間を下回ること※1がないように就労します。
また、やむを得ず申込時点から就労先や就労条件が変更となる場合は、速やかに明石市こども育成室利用担当へ連絡します。

②申込時点で育児休業取得中、または入所月が育児休業取得中にあたる場合 (転園希望者のうち、転園後に復職しない方を除く)

⇒保育施設の利用が内定した場合、育児休業期間を終了(変更・短縮)し、入所月の末日までに**必ず復職**※2、※3します。また、復職後、速やかに**復職日が記載された就労証明書**を提出します。

③申込時点で就労内定中の場合

⇒保育施設の利用が内定した場合、入所月の末日までに**必ず就労**を開始します。
また、就労開始後、速やかに**就労証明書**を提出します。

④市内の保育所等で保育士として、もしくは明石市立幼稚園で幼稚園教諭または 預かり保育スタッフとして就労(就労内定)している場合

⇒退職する際(就労内定の場合は就労開始できない際は)必ず事前に明石市こども育成室利用担当へ連絡します。※4

※1 就業規則上の日数・時間を変更する場合は、育児短時間勤務制度等を利用する場合は含みません。

※2 復職とは、申込時点の就労先へ戻り就労することを意味します。転職は復職に含みません。

※3 申込前に、必ず就労先と調整してください。就労先の都合により入所月の末日までに復職できない場合、別途書類の提出が必要となりますので、明石市こども育成室利用担当までお問い合わせください。

※4 事前に連絡なく退職されている(就労開始できない)場合、内定取消または退所となります。
また、退職する(就労開始できない)理由等によっては、内定取消または退所となる可能性があります。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

児童氏名

児童生年月日 年 月 日

第1希望施設名

- 上記の内容は就労形態(正規、パート、派遣社員、自営業主、家族従事者等)を問わず、遵守してください。
- 要件が変更になる場合(就労から求職活動、妊娠・出産、修学等)、速やかに証明書を提出してください。提出がない場合は、内定取消や退所となる可能性があります。
- 就労を要件として申し込む保護者が署名してください。例えば、父・母ともに就労の場合は父・母それぞれの署名が、父のみが就労の場合は父の署名が必要です。
- 市外の保育施設を希望する場合は、希望先の市区町村の決まりを確認の上、明石市の決まりと共に遵守してください。

【問い合わせ先】

明石市役所こども局こども育成室利用担当

電話：(078)918-5093

FAX：(078)918-5650